

# 連雀学園三鷹市立第四小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日  
連雀学園三鷹市立第四小学校  
校長 佐藤 勇人

第四小学校では、いじめ対応の基本姿勢を教員で共有し、組織的な対応ができるようにして、子どもたちが安心して楽しく学べる場であるよう、下記のように令和6年版の学校いじめ基本方針を策定いたしました。この基本方針のもとに、「『いじめ』は、基本的人権を侵害し、人間の尊厳を脅かす行為」（「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」より）であるという認識を深め、取り組んでいきます。

## 記

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

#### いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、義務教育9年間を通し、保護者・地域・関係機関及び市等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」「解消の判断と解消後の対応」「解決の判断」の6つの段階に応じた、いじめの防止等に向けた効果的な対策を組織的・継続的に講じていくこととする。

### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 管理職、生活指導主任、保健主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクール・カウンセラー、学年代表教員等からなる、「学校いじめ対策委員会」を設置する。（\*以下「対策委員会」と表記）
- (2) 対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定・見直し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行、進行管理、関係諸機関との連携等をはじめとするいじめ防止等に向けた様々な取組の中心的機能を担う。

### 3 未然防止のための取組の推進

- (1) 校内研修の充実等を通して、教職員のいじめ問題に関する正しい理解と認識を一層深め、いじめの未然防止に向けた教員の指導力の向上と組織的な対応を行うことができる資質・能力の向上を図る。
- (2) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の視点から、小・中学校9年間を通していじめについて学び、児童自身が主体的に取り組む活動を推進する。具体的には、児童の代表委員会を活用したり、学園の児童会・生徒会の交流の機会を活用したりして、児童自身が企画から参加して行う活動を重視する。

- (3) 児童・生徒がいじめを起こす原因や背景には、様々な要因があり、また、複雑、複合的であることから、家庭との連携のもと、いじめに向かわない態度・能力の育成のために、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実及び体験活動等の充実を図る。
- (4) インターネット上のいじめを防止するために、児童・生徒への情報モラル教育と保護者等への啓発活動を推進するとともに、携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の適切な利用を促すための児童・生徒及び家庭が主体となったルールづくりを推進する。また、連雀学園デジタル・シチズンシップ教育との連携を図り、児童が主体的に情報と向き合う態度を育成する。
- (5) 幼稚園や保育園、学童保育所、地域子どもクラブ、児童館等の関係機関とは、日頃から連携を密にし、情報共有に努めながら、いじめの防止の風土や体制づくりに取り組む。
- (6) コミュニティ・スクール委員会やPTA等と連携しながら、いじめの未然防止に向けた取組を、コミュニティ全体で推進する。

具体的には以下の活動を行う。

- 「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」等を活用する。特に「人権教育プログラム」「いじめ防止リーフレット」を活用し人権感覚を高める取組を行う。
- 道徳授業地区公開講座の充実を図る。
- いじめ防止をテーマとした標語づくりなどの啓発活動を児童会が行う。
- いじめ撲滅をテーマとした子ども熟議など、学園やコミュニティ・スクール委員会との連携のもとに推進を検討していく。
- 「SNS東京ルール」（東京都教育委員会）等を活用して、学校や家庭でのルールづくりを行う。
- 「ふれあい月間」における全校での講話やいじめ防止授業を通じて、自他を大切にす心情の育成を図る。

#### 4 早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進する。

具体的には以下のような取組を行う。

- 日常的な観察  
日頃から教員自身も人権感覚を確認するための取組を行うとともに、休み時間や放課後に児童と一緒に活動する中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童との定期的な面談を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 教育相談と相談窓口の周知  
スクール・カウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。第5学年児童に対しては、スクール・カウンセラーによる全員面接を実施するなど、児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。
- 定期的なアンケートの実施  
安心していじめを訴えられるように様式や回収方法を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。
- 保護者、地域、関係諸機関からの情報収集  
保護者、地域、関係諸機関からの情報を活用し、早期発見、早期対応を行う。

## 5 早期対応のための取組の推進

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけや、職員会議や生活指導連絡会等を利用した児童の情報共有、教員同士の情報共有による見守りや登下校の付添等を実施する。
- (2) いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込まず、情報共有を行い、速やかに管理職及び対策委員会に報告を行い、組織的に対応する。
- (3) いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該児童や保護者に対し継続的なケアを行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童・生徒に対して適切に懲戒を加える。懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめをした児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- (4) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実する。
- (5) 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、保護者への適切な支援・助言を行う。
- (6) 「問題行動等状況記録シート」（教育委員会指導課作成の Excel シート）等の様式を用い、いじめ問題に関する指導記録の保存、校内、学園内での情報共有、進級・進学の際の適切な指導の引き継ぎを行う。
- (7) コミュニティ・スクール委員会を活用し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、コミュニティ全体で解決する仕組みづくりを推進する。

## 6 「重大事態」への対処と教育委員会や関係機関等との連携

\* 重大事態を以下のようにとらえる。

「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合、または児童・保護者等からの重大事態の訴えがあった場合は、教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーや所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともにその再発を防止する措置をとる。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (4) いじめを受けた児童の安全を確保するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、いじめを受けた児童・生徒の情報共有を毎日必ず行う。さらに、いじめを受けた児童・生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。
- (5) いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、学校はスクール・カウンセラーの授業観察や情報共有の徹底を積極的に実施する。また、担任をはじめ複数教員による面談を通じて家庭状況を把握し、いじめを受けた児童とその家庭を支援する。さらに、学校は、いじめが原因で不登校になっている児童の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。
- (6) コミュニティ・スクール委員会やPTA等の会議の機会を活用し、情報を共有するとともにいじめ等の解決に向けて家庭・地域と一緒に考え、行動する取組を推進する。

- (7) 教育委員会が行う調査、または教育委員会の附属機関である三鷹市いじめ問題対策協議会による、法第28条第1項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）に協力する。

## 7 解消の判断と解消後の対応

- (1) 個別のいじめ問題が解消した後も、学校全体で組織的に複数の教職員の視点からいじめを受けた児童の様子を見守るとともに、いじめを受けた児童や当該保護者等と面談や、周囲の児童から聴き取りをするなどして、いじめが再発しないよう、継続していじめを受けた児童の安全・安心な生活の確保のための取組を行う。
- (2) いじめの解決に向け、いじめを受けた児童・いじめをした児童との関係の修復を経て、周りの児童全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、児童全体に向けた道徳教育や人権教育等の視点に基づく教育活動を充実する。

## 8 いじめの解決

- (1) いじめの解決を以下のようにとらえる。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。（「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」文科省H25.10）

- (2) 解決の判断

いじめを受けた児童といじめをした児童・生徒をはじめとする他の児童・生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出したことを、複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が、解決の判断を行う。

## 9 年間計画の作成と学校評価の実施

各学校が策定した学校基本方針に基づき、年間計画を作成していじめの防止等に取り組むとともに、学校評価において、達成目標の設定を行い、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価の結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。

### 10 アンケート調査結果及び「問題行動等状況記録シート」の管理

実施年度末から3年間保管する。義務教育9年間を通して、事案が「解決」に至るまで確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取組を継続する。

### 11 教育支援を必要とする児童及び保護者への支援

児童・生徒の発達段階や障がい特性に十分に配慮した個別指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導が求められる。校内委員会においても検討を行うとともに、家庭支援が必要な場合には、スクール・カウンセラー等も関わり、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を図り、児童及び保護者への支援を行う。

### 12 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、事実関係等を確認の上、早急に保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### 13 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 年度当初の保護者会及びコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページに公表する。
- (2) 対策委員会により、「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理と点検を実施する。
- (3) 条例および市の基本方針を踏まえ、毎年度、学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- (4) 点検・評価に基づき「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画の見直しを行う。

以上